

平成 2 8 年

彦根愛知犬上広域行政組合議会
会 議 録

2 月 定 例 会
(2 月 2 6 日)

彦根愛知犬上広域行政組合議会

〈 第 1 号 〉

彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録目次

第 1 号 2 月 26 日（金）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
会議に出席した議員	2
会議に欠席した議員	2
議場に出席した事務局職員	2
会議に出席した説明員	2
開会	4
開議	4
議席の指定	4
会議録署名議員の指名（8 番 前田広幸君、10 番 安藤 博君）	4
会期の決定	4
議案第 1 号上程（管理者提案説明）	4
議案第 1 号（質疑・討論）	6
議案第 1 号（採決）	6
議案第 2 号上程（管理者提案説明）	6
議案第 2 号（質疑・討論）	10
議案第 2 号（採決）	10
議案第 3 号上程（管理者提案説明）	11
議案第 3 号（質疑・討論）	12
議案第 3 号（採決）	12
議案第 4 号上程（管理者提案説明）	12
議案第 4 号（質疑・討論）	14
議案第 4 号（採決）	14
議案第 5 号上程（管理者提案説明）	14
議案第 5 号（質疑・討論）	15
議案第 5 号（採決）	16
議案第 6 号上程（管理者提案説明）	16
議案第 6 号（質疑・討論）	17
議案第 6 号（採決）	17

議案第 7 号上程（管理者提案説明）	18
議案第 7 号（質疑・討論）	19
議案第 7 号（採決）	19
議案第 8 号上程（管理者提案説明）	19
議案第 8 号（質疑・討論）	20
議案第 8 号（採決）	21
一般質問	21
閉会	37

付録

全員協議会（平成 28 年 2 月 26 日）	38
-------------------------	----

2月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録（第1号）

平成28年2月26日（金）

議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第1号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）
- 第5 議案第2号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）
- 第6 議案第3号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）
- 第7 議案第4号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）
- 第8 議案第5号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）
- 第9 議案第6号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）
- 第10 議案第7号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）
- 第11 議案第8号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）
- 第12 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第1号
平成27年度（2015年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第2号
平成28年度（2016年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算
- 日程第6 議案第3号
彦根愛知犬上広域行政組合行政不服審査会条例案
- 日程第7 議案第4号
彦根愛知犬上広域行政組合行政不服審査法に関する手数料条例案

日程第 8 議案第 5 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

日程第 9 議案第 6 号

彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

日程第 10 議案第 7 号

彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

日程第 11 議案第 8 号

彦根愛知犬上広域行政組合斎場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

日程第 12 一般質問

会議に出席した議員（18名）

1 番 木 村 修 君	11番 和 田 一 繁 君
2 番 獅 山 向 洋 君	12番 森 隆 一 君
3 番 北 川 久 二 君	13番 中 野 正 剛 君
4 番 村 岸 善 一 君	14番 辻 真理子 さん
5 番 山 内 善 男 君	15番 安 居 正 倫 君
7 番 深 田 治 夫 君	16番 安 澤 勝 君
8 番 前 田 広 幸 君	17番 河 村 善 一 君
9 番 長 崎 任 男 君	18番 外 川 善 正 君
10 番 安 藤 博 君	19番 赤 井 康 彦 君

会議に欠席した議員（1名）

6 番 西 澤 伸 明 君

議場に出席した事務局職員

事務局 長 高 田 秀 樹	事務局 副主幹 藤 野 知 之
事務局 次長 村 田 淳 樹	書 記 高 橋 大

会議に出席した説明員

管 理 者 大久保 貴 君	事 務 局 長 高 田 秀 樹 君
副 管 理 者 川 嶋 恒 紹 君	総 務 課 長 村 田 淳 樹 君

副 管 理 者	宇 野 一 雄 君	紫 雲 苑 場 長	茶 木 作 夫 君
副 管 理 者	伊 藤 定 勉 君	建 設 推 進 室 長	林 善 和 君
副 管 理 者	北 川 豊 昭 君	中 山 投 棄 場 長	片 岡 聡 君
副 管 理 者	久 保 久 良 君	中 山 投 棄 場 主 幹	水 森 豊 孝 君
会 計 管 理 者	西 田 哲 雄 君	建 設 推 進 室 主 幹	村 上 義 一 君

午後 2 時 03 分開会

○議長（赤井康彦君） それでは、ただいまから、平成 28 年 2 月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、16 名で、会議開会定足数に達しております。よって、平成 28 年 2 月定例会は、成立いたしました。直ちに、本日の会議を開きます。

日程第 1 議席の指定

○議長（赤井康彦君） 日程第 1、新たに就任いただきました議員の議席の指定を行います。議席は、1 番 木村修君、6 番 西澤伸明君といたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（赤井康彦君） 次に、日程第 2、本日の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、8 番 前田広幸君、10 番 安藤博君を指名いたします。

<木村議員入場>

日程第 3 会期の決定

○議長（赤井康彦君） 次に、日程第 3、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今定例会の会期は、本日、1 日間といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤井康彦君） 異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日 1 日間に決定いたしました。

日程第 4 議案第 1 号上程

○議長（赤井康彦君） 次に、日程第 4、議案第 1 号 平成 27 年度（2015 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔藤野議会事務局副主幹朗読〕

○議長（赤井康彦君） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） それでは、議案第 1 号 平成 27 年度（2015 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第 3 号）の概要について、ご説明申し上げます。

補正前予算総額 6 億 4066 万 7 千円に対しまして、歳入歳出それぞれから、3244 万 2 千円を減額いたしまして、予算総額を 6 億 822 万 5 千円とするものでございます。

今回の補正につきましては、歳入におきましては、歳出の減額補正によります負担金の減額をお願いするものでございます。また、歳出におきましては、平成 27 年度の人事院勧告を受けました職員の給料等の補正、および紫雲苑の備品購入費、中山投棄場の委託料、工事請負費において、入札によります執行残など不用となった額について減額をお願い

するものでございます。

詳細につきましては、事務局から説明を申し上げますので、何卒よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○議長（赤井康彦君） 続いて事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（村田淳樹君） 失礼いたします。総務課長の村田でございます。

それでは、議案第1号 平成27年度（2015年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明をさせていただきます。お手元に補正予算書および別添といたしまして、概要書の方をつけさせていただいておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

まず、1ページでございます。提出議案の総括でございます。歳入・歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3244万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億822万5千円とするものでございます。

2ページ、第1表 歳入歳出予算補正をお開き願います。歳入につきましては、第1款 分担金及び負担金、第2項 負担金は、補正前の5億386万6千円から、3244万2千円減額し、4億7142万4千円とするものでございます。歳入合計といたし

ましては、補正前の6億4066万7千円から3244万2千円を減額いたしまして、6億822万5千円とするものでございます。

続きまして、3ページ、歳出でございます。第2款 衛生費、第1項 衛生管理費は、補正前の1億4378万9千円から、29万8千円を減額し、1億4349万1千円とするもの、第2項 保健衛生費は、補正前の3億1958万7千円から660万円を減額し、3億1298万7千円とするもの、第3項 清掃費は、補正前の1億6967万9千円から2554万4千円を減額し、1億4413万5千円とするものでございます。したがって、歳出合計といたしましては、歳入合計と同様に、補正前の6億4066万7千円から3244万2千円を減額いたしまして、6億822万5千円とするものでございます。

歳入、歳出の詳細な内容につきましては、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書を用いましてご説明をさせていただきます。先に歳出からご説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、補正予算書の8ページをご覧いただきたいと存じます。

3. 歳出、第2款 衛生費、第1項 衛生管理費、第1目 一般管理費は、平成27年度の人事院勧告に伴います職員の給料の増、および人事異動に伴います職員手当の減等によりまして、29万8千円の減額の補正をお

願いするものでございます。内訳といたしましては、説明欄の記載のとおりでございます。

次に、第2款 衛生費、第2項 保健衛生費、第1目 斎場管理費は、紫雲苑の光熱水費等におきまして実績値を基に精査をいたしました結果、660万円の減額の補正をお願いするものでございます。

次に、第2款 衛生費、第3項 清掃費、第1目 投棄場管理費は、中山投棄場の各種委託業務および中継基地設置工事の入札におきまして執行残が生じたこと等から、委託料および工事請負費等におきまして、減額の補正をお願いするもので、投棄場管理費の補正にかかる総額といたしましては、2554万4千円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入のご説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、お戻りをいただきまして補正予算書、7ページをお開き願いたいと存じます。

2. 歳入におきましては、第1款 分担金及び負担金、第2項 負担金、第1目 負担金は、歳出のところでもご説明をさせていただきましたが、一般管理費、斎場管理費、投棄場管理費の減額に併せまして、構成市町の運営費の負担金、3244万2千円の減額をお願いするものでございまして、構成市町別の負担金額につきましては、説明欄の記載のとおりでござ

います。

以上で、議案第1号 平成27年度（2015年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第3号）のご説明とさせていただきます。どうぞよろしくご審議の程、お願いいたします。

○議長（赤井康彦君） これより、質疑を行います。質疑の通告書が提出されておられませんので質疑なしと認めます。以上で、議案第1号に対する質疑を終結いたします。

○議長（赤井康彦君） これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤井康彦君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

○議長（赤井康彦君） これより、採決を行います。議案第1号 平成27年度（2015年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第3号）を、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（赤井康彦君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第1号 平成27年度（2015年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号上程

○議長（赤井康彦君） 次に、日程第5、議案第2号 平成28年度（2016年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔藤野議会事務局副主幹朗読〕

○議長（赤井康彦君） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） それでは、議案第2号 平成28年度（2016年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ4億448万2千円とするもので、前年度と比べますと2億790万4千円の減額となるものでございます。

予算の詳細につきましては、この後、事務局から説明を申し上げますが、新規予算といたしましては、新地方公会計の整備に対応するために必要となる経費や、中山投棄場が今年3月末で、埋立処分を終了することに伴いまして、4月からは、投棄場を中継基地とし、構成市町から排出されます一般廃棄物を一時的にストックしまして、県外の民間処理業者の処分場へ搬出および最終処分を行うために必要となる経費を計上させていただきました。特に、一般廃棄物処理委託業務におきましては、平成28年度から平成30年度までを期間とし、限度額2億2175万8

千円の債務負担行為をお願いするものでございます。

また、新たなごみ処理施設建設関係につきましては、平成28年度が候補地選定の最終年度となりますことから、前年度に引き続き必要となる経費を計上させていただいております。

各構成団体におかれましては、非常に厳しい財政状況下ではございますが、当組合の運営にご理解をいただいているところでございます。どうかよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（赤井康彦君） 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

<安居議員入場>

○総務課長（村田淳樹君） 失礼いたします。それでは、議案第2号 平成28年度（2016年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算につきましてご説明をさせていただきます。別添といたしまして、概要の方をおつけをさせていただいておりますので併せてご覧いただきたいと思います。

平成28年度の当初予算の編成にあたりましては、構成団体でございます1市4町の財政状況や財政健全化に向けました取り組みを十分踏まえまして、当組合の主要な事業を中心に、円滑な組合運営に資することに留意し、対応いたしましたところでご

ございます。予算の総額は歳入歳出それぞれ4億448万2千円とし、平成26年度から着工しておりました紫雲苑の改築工事が完了いたしますことなどから2億790万4千円の大幅な減額となっているところでございます。

まず、歳入面におきましては、本年4月より愛荘町の火葬業務が加わりますことから新たに見込まれる斎場使用料を反映させました予算計上をいたしますとともに、歳出面では、新地方公会計の整備に対応するための経費や本年3月末で中山投棄場の一般廃棄物埋立の終了に伴いまして、投棄場を中継基地として経由し、一般廃棄物を県外民間処理業者へ処分委託するために必要となる経費、新ごみ処理施設候補地選定業務に必要な経費等を計上させていただいたところでございます。

本定例会に先立ちまして、開催されました去る2月19日の全員協議会におきまして、詳細説明をいたしておりますので、本日は主な内容に絞りましてご説明を申し上げます。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。第1条 第1項では、平成28年度の一般会計歳入歳出予算の総額につきまして、歳入歳出それぞれ4億448万2千円とすること、第2条は債務負担行為について定めているものでございます。

続きまして、4ページをお開き願

いたいと存じます。第2表 債務負担行為でございます。先ほども申し上げましたが、平成28年度から中山投棄場の中継基地としての運用が始まりますため、一般廃棄物処理委託業務につきまして、平成28年度から平成30年度までの期間で、限度額2億2175万8千円の債務負担行為をお願いするものでございます。

続きまして、7ページをお開き願います。歳入のご説明でございますが、第1款 分担金及び負担金 第2項 負担金でございます。本年度は、3億6814万3千円を計上いたしております。構成市町の負担金の運営費の内訳につきましては、説明欄の記載のとおりでございますが、先ほども申し上げました平成28年度から愛荘町の火葬業務が加わりますことから、去る2月9日付けで当組合規約の一部変更につきまして、県より許可をいただき、規約変更を行いましたことから、愛荘町分につきましては紫雲苑の管理運営費をご負担いただく積算をして表示いたしております。

続きまして、8ページをお開き願います。第2款 使用料及び手数料、第1項 手数料でございますが、本年度、2839万6千円を計上いたしております。斎場使用料につきましては、4月から愛荘町からの火葬の受け入れが始まりますということで見込んだ積算となっております。前

年度より 127 万 6 千円の増となっております。歳入の総額といたしましては、先ほども申しあげましたとおり 4 億 448 万 2 千円でございます。

続きまして、歳出のご説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、予算書の 13 ページをお開き願います。第 1 款 議会費、第 1 項 議会費、第 1 目 議会費でございますが、こちらは組合議会の運営に関する経費でございます。35 万円の予算を計上させていただきます。

続きまして、14 ページでございます。第 2 款 衛生費、第 1 項 衛生管理費、第 1 目 一般管理費は、監査委員などの委員報酬、プロパー職員、派遣職員、臨時職員等の人件費、および総務課にかかる事務費等でございます。本年度、合計で 1 億 5917 万 3 千円を計上させていただきます。

15 ページの第 13 節 委託料、第 14 節 使用料及び賃借料、16 ページの第 18 節 備品購入費におきまして、新地方公会計の整備にかかる経費といたしまして、専門のコンサルティング業者によります支援業務の委託料、財務会計システム改修にかかる費用、新地方公会計に対応するサーバ等の購入費を計上させていただきます。

続きまして、17 ページをお開き願います。第 2 款 衛生費、第 2 項 保健衛生費、第 1 目 斎場管理費で

ございます。火葬場紫雲苑の運営にかかる経費でございますが、平成 26 年度より進めておりました改築工事が完了いたしますことから、本年度は 3 千 386 万 3 千円を計上させていただきます。前年度より 2 億 8936 万 8 千円の大幅な減額となっております。

続きまして、18 ページをお開き願います。第 2 款 衛生費、第 3 項 清掃費、第 1 目 投棄場管理費でございます。こちらは、中山投棄場および日夏投棄場の維持管理に関する経費でございますが、本年度 1 億 9399 万 3 千円を計上させていただきます。

19 ページ、第 13 節 委託料の説明欄にもございますとおり、平成 28 年度から運用いたします中継基地を經由しました一般廃棄物の県外民間処理業者の処分場での廃棄物処分が始まりますため、一般廃棄物処理委託等を新たに予算計上させていただいたこと等から、前年度より 5 千 390 万 8 千円の大幅な増額ということになっております。

続きまして、20 ページをお開き願います。第 2 款 衛生費、第 3 項 清掃費、第 2 目 塵芥焼却場費でございます。こちらは、新しいごみ処理施設建設候補地選定にかかります建設推進室の事業予算を計上いたしております。本年度、615 万 6 千円を計上させていただきます。

でございます。

続きまして、22ページをお開き願いたいと存じます。第3款 公債費、第1項 公債費につきましては、起債償還にかかる経費でございます、第1目 元金の償還額は610万6千円、第2目 利子の償還額は16万2千円でございます、合計626万8千円でございます。

続きまして、23ページでございますが、第4款 予備費、第1項 予備費、第1目 予備費は100万円でございます。以上歳出予算の総額につきましては、歳入の総額と同様、4億448万2千円でございます。

続きまして、24ページから27ページにかけてでございます。こちらは、給与費の明細でございます、予算書の人件費にかかる内訳となっております。

続きまして、最終ページの28ページをご覧いただきたいと存じます。上段でございます。こちらは債務負担行為等の支出予定額等に関する調書でございます。中継基地にかかります一般廃棄物処理委託業務が、3年間を限度として2億2175万8千円、新ごみ処理施設建設候補地選定にかかります支援業務といたしまして平成28年度は2年目にあたりませんが、447万2千円となっております。次に、下の段でございます。こちらは、起債残高の見込みに関する調書でございます、平成28年度

におきましては、新規の起債借入予定はございませんが、元金610万6千円を償還いたしまして、平成28年度末現在高は1066万2千円となる予定でございます。

以上、平成28年度(2016年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算のご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長(赤井康彦君) これより、質疑を行います。質疑の通告書が提出されておられませんので質疑なしと認めます。以上で、議案第2号に対する質疑を終結いたします。

○議長(赤井康彦君) これより、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤井康彦君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

○議長(赤井康彦君) これより、採決を行います。議案第2号 平成28年度(2016年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算を、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(赤井康彦君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議案第2号 平成28年度(2016年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 3 号 上程

○議長（赤井康彦君） 次に、日程第 6、議案第 3 号 彦根愛知犬上広域行政組合行政不服審査会条例案を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔藤野議会事務局副主幹朗読〕

○議長（赤井康彦君） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） それでは、議案第 3 号 彦根愛知犬上広域行政組合行政不服審査会条例案の概要につきまして、ご説明いたします。

平成 26 年 6 月 13 日に公布されました行政不服審査法におきまして、行政庁の処分または不作為に対する不服申立ての制度について、より簡易迅速かつ公正な手続きによる国民の権利利益の救済を図るため、不服申立ての種類の一元化などの必要な改正が行われたところでございます。地方公共団体におきましては、同法第 81 条の規定に基づき、執行機関の附属機関として、その権限に属させられた事項を処理するために設置した機関について、その組織および運営に関し必要な事項は、条例で定めることとされましたことから、当組合におきましても執行機関の附属機関を置くに当たりまして、その組織および運営に関し必要な事項を定めるものでございまして新たに条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、事務局からご説明申し上げますが、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○議長（赤井康彦君） 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（村田淳樹君） 失礼いたします。それでは、議案第 3 号 彦根愛知犬上広域行政組合行政不服審査会条例案につきまして、ご説明させていただきます。

条例案および新設条例概要書をお開きいただきたいと存じます。説明につきましては、新設条例概要書にてご説明をさせていただきます。この度、新設しよういたします条例は彦根愛知犬上広域行政組合行政不服審査会条例でございます。行政庁の処分またはその他公権力の行使にかかる行為に関する不服申立ての制度に関しましては、公平性や利便性の向上等を図る観点から、従前の行政不服審査法の全部を改正する行政不服審査法および行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成 26 年 6 月 13 日に公布されまして、行政不服審査法の施行期日を定める政令により、平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、執行機関の附属機関として、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための第三者機関を置き、その組織および運営に関し必要な事項は、条例で定めるとさ

れましたことから、当組合におきましても執行機関の附属機関を置くに当たり、その組織および運営に関し必要な事項を定めるもので、新たに条例を制定するものでございます。

中段以降の条例案概要をご覧いただきたいと存じます。第1条は趣旨について、法の規定に基づき審査会の組織および運営に関し、法定以外の必要事項を定める旨、第2条は所掌事務について、また、第3条は審査会は委員3人でもって組織する旨、第4条においては、委員は管理者が、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ法律および条例または行政に関し優れた識見を有する者から委嘱する旨、第5条におきましては、委員の守秘義務を規定し、当該規定の違反に対する罰則を第9条に定めております。戻っていただきまして、第6条では審査会に会長を置いて、委員の互選により選任する旨、第7条におきましては審査会の庶務は総務課で処理する旨、定めております。

以上、議案第3号 彦根愛知犬上広域行政組合行政不服審査会条例案のご説明とさせていただきます。どうぞよろしくご審議の程、お願いいたします。

○議長（赤井康彦君） これより、質疑を行います。質疑の通告書が提出されておられませんので質疑なしと認めます。以上で、議案第3号に対

する質疑を終結いたします。

○議長（赤井康彦君） これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤井康彦君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

○議長（赤井康彦君） これより、採決を行います。議案第3号 彦根愛知犬上広域行政組合行政不服審査会条例案を、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（赤井康彦君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議案第3号 彦根愛知犬上広域行政組合行政不服審査会条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号上程

○議長（赤井康彦君） 次に、日程第7、議案第4号 彦根愛知犬上広域行政組合行政不服審査法に関する手数料条例案を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔藤野議会事務局副主幹朗読〕

○議長（赤井康彦君） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） それでは、議案第4号 彦根愛知犬上広域行政組合行政不服審査法に関する手数料条例案の概要につきまして、ご説明申し上げます。

平成26年6月13日に公布され

ました行政不服審査法におきましては、審理・裁決の公正性の向上を図るため、原処分に関与していない審査庁の職員が審理手続きを行う審理員制度が導入され、同法第38条の規定により、審理員から提出書類等の写し等の交付を受ける審査請求人または参加人が納めなければならない手数料および当該手数料の減額または免除につきましては、条例で定めることとされ、また、同法第81条第3項において読み替えて準用する第78条の規定により、地方公共団体に置かれる執行機関の附属機関から主張書面等の写し等の交付を受ける審査請求人または参加人が納めなければならない手数料および当該手数料の減額または免除についても、同様に条例で定めることとされましたことから、当組合において必要な事項を定めるために、新たに条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、事務局からご説明申し上げますが、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○議長（赤井康彦君） 詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（村田淳樹君） 失礼いたします。それでは、議案第4号 彦根愛知犬上広域行政組合行政不服審査法に関する手数料条例案につきまして、ご説明いたします。

条例案および新設条例概要書をお開きいただきたいと思います。説明

につきましては、新設条例概要書に基づいてご説明をさせていただきます。この度、新設しよういたします条例は、彦根愛知犬上広域行政組合行政不服審査法に関する手数料条例でございます。平成26年6月13日に現行の行政不服審査法の全部を改正する行政不服審査法等が公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、審査請求等が行われた際の提出書類等の写し等の交付を受ける審査請求人または参加人が納めなければならない手数料および当該手数料の減額または免除については、条例で定めることとされましたことから、手数料の額と減免または免除にかかる規定を、新たに条例で定めるものでございます。

下段以降の条例案概要をご覧くださいと存じます。第1条、趣旨につきましては、法に基づく手数料に関し別に定めがあるもののほか必要な事項を定める旨、第2条は手数料の額について別表に定めるもの、第3条は手数料の徴収について、徴収する時期を交付を求める際または交付する際とするもの、第4条においては、手数料の減免を規定し、審査請求人等が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、第2条の手数料の減額または免除することができるものと定めております。

以上、議案第4号 彦根愛知犬上

広域行政組合行政不服審査法に関する手数料条例案のご説明とさせていただきます。どうぞよろしくご審議の程、お願いいたします。

○議長（赤井康彦君） これより、質疑を行います。質疑の通告書が提出されておられませんので質疑なしと認めます。以上で、議案第4号に対する質疑を終結いたします。

○議長（赤井康彦君） これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤井康彦君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

○議長（赤井康彦君） これより、採決を行います。議案第4号 彦根愛知犬上広域行政組合行政不服審査法に関する手数料条例案を、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（赤井康彦君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第4号 彦根愛知犬上広域行政組合行政不服審査法に関する手数料条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号上程

○議長（赤井康彦君） 次に、日程第8、議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を議題といたします。職員

に議案を朗読させます。

〔藤野議会事務局副主幹朗読〕

○議長（赤井康彦君） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） それでは、議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案の概要につきまして、ご説明申し上げます。

平成26年6月13日に公布されました行政不服審査法および行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、ならびに平成27年11月26日に公布されました行政不服審査法施行令により、当組合におきまして関係する条例について、所要の規定の整備を行うものがございます。具体的に申しますと、彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例および彦根愛知犬上広域行政組合情報公開条例、彦根愛知犬上広域行政組合個人情報保護条例、ならびに彦根愛知犬上広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例のあわせて4つの条例につきまして、それぞれ一部改正を行うものがございます。

詳細につきましては、事務局からご説明申し上げますが、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○議長（赤井康彦君） 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（村田淳樹君） 失礼い

たします。それでは、議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案につきまして、ご説明させていただきます。

条例案および新設条例概要書をお開き願います。説明につきましては、新設条例概要書に基づきご説明をさせていただきます。この度、改正しようとする条例は、彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例および彦根愛知犬上広域行政組合情報公開条例、彦根愛知犬上広域行政組合個人情報保護条例、ならびに彦根愛知犬上広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例でございます。先ほど来から申し上げております行政不服審査法等の施行に伴いまして、必要となる関係条例について所要の改正を行うものでございます。改正しよういたします内容につきましては、関係条例ごとに大きく4つの条で構成をいたしております。まず第1条による改正につきましては、彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部改正を規定いたしております。当該条例において引用しております法律および条項を改めるものでございます。第2条による改正は、彦根愛知犬上広域行政組合情報公開条例の一部改正を規定いたしております。不服申立てにつきましては、審査請求人等の主張等を処分庁が審議する際、新たに導入されました審理員

による審理手続の適用を除外することとするほか、情報公開審査会に意見等の提出があったときは、審査請求人に送付することなど改正後の行政不服審査法および関係法律の整備等に関する法律による関係法令の一部改正に準じ改正するものでございます。第3条による改正につきましては、彦根愛知犬上広域行政組合個人情報保護条例の一部改正を規定いたしております。第2条と同様に審理員による審理手続の適用を除外することとするほか、個人情報保護審査会の意見等の提出があったときは、審査請求人に送付することなど改正後の行政不服審査法および関係法律の整備等に関する法律による関係法令の一部改正に準じまして所要の改正をしようとするものでございます。最後に、第4条によります改正につきましては、彦根愛知犬上広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正を規定しております。「不服申立」という文言を「審査請求」という文言に改めるものでございます。

以上で、議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の程、お願いいたします。

○議長（赤井康彦君） これより、質疑を行います。質疑の通告書が提出されておられませんので質疑なしと

認めます。以上で、議案第5号に対する質疑を終結いたします。

○議長（赤井康彦君） これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤井康彦君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

○議長（赤井康彦君） これより、採決を行います。議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（赤井康彦君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号上程

○議長（赤井康彦君） 次に、日程第9、議案第6号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔藤野議会事務局副主幹朗読〕

○議長（赤井康彦君） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） それでは、議案第6号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部

を改正する条例案の概要につきまして、ご説明申し上げます。

平成27年8月6日に人事院より給与改定等に関する勧告を受けまして、平成28年1月26日に国において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されましたことから、当組合職員の一般職の職員の給与につきましても、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、所要の改正を行うものでございます。具体的に申しますと、行政職の給料表において、平均0.4%の引き上げ、1級の初任給の2500円引き上げ、勤勉手当の支給月の改定等々でございます。

詳細につきましては、事務局から説明申し上げますので、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○議長（赤井康彦君） 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（村田淳樹君） 失礼いたします。それでは、議案第6号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、ご説明させていただきます。

条例案および条例改正概要書をお開きいただきたいと思います。説明につきましては、条例改正概要書に基づきご説明させていただきます。この度、改正しよういたしますのは、彦根愛知犬上広域行政組合職員

の給与に関する条例でございます。平成27年8月6日に、平成27年度の人事院による給与改定等に関する勧告を受けまして、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律等が本年1月26日に公布されました。当組合では、これまでから組合採用のプロパー職員の一般職の給与制度、運用等につきましては、地域手当の支給をはじめ、彦根市に準じる形になっておりますことから、今回の改正につきましても、一般職の国家公務員の給与改定に準じることとした彦根市の改正内容等に準じまして、当組合職員の一般職の給与について所要の改正を行うものでございます。条例改正概要書をご覧いただきたいと存じます。改正の内容でございますが、大きく2つの条で構成をいたしております。第1条による改正は、月例給で平均0.4%の引き上げ、1級の初任給の2500円の引き上げ、勤勉手当は12月期の支給月数を0.1月分引き上げ、第1条の適用は平成27年4月1日から適用し、勤勉手当については既に支払われた12月期の勤勉手当については内払いとみなす改正を行うものでございます。第2条による改正につきましては、第1条による勤勉手当の支給月数の引き上げを、6月期と12月期で均等にするため、6月期の支給月数を0.05月引き上げ、第1条の改正による12月期

の支給月数を0.05月引き下げ、平成28年4月1日から適用するよう改正するものでございます。なお、このような内容で去る2月9日に労働組合との団体交渉を行い、労使間で妥結に至っておりますことにつきまして、併せてご報告をさせていただきます。

以上で、議案第6号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の程、お願いいたします。

○議長（赤井康彦君） これより、質疑を行います。質疑の通告書が提出されておられませんので質疑なしと認めます。以上で、議案第6号に対する質疑を終結いたします。

○議長（赤井康彦君） これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤井康彦君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

○議長（赤井康彦君） これより、採決を行います。議案第6号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（赤井康彦君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第6号 彦根愛知犬上広域行政

組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号上程

○議長（赤井康彦君） 次に、日程第10、議案第7号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔藤野議会事務局副主幹朗読〕

○議長（赤井康彦君） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） それでは、議案第7号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案の概要につきまして、ご説明申し上げます。

平成26年5月14日に公布されました地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律により、当組合におきましても関係する条例について、所要の規定の整備を行うものでございます。具体的に申しますと、彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例および彦根愛知犬上広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例、ならびに彦根愛知犬上広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例のあわせて3つの条例につきまして、それぞれ一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては、事務局からご説明申し上げますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。

○議長（赤井康彦君） 続いて、事務局からの説明を求めます。総務課長。

○総務課長（村田淳樹君） 失礼いたします。議案第7号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案につきまして、ご説明させていただきます。

条例案および条例改正概要書をお開きいただきたいと存じます。説明につきまして条例改正概要書に基づきご説明させていただきます。この度、改正しよういたします条例は、彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例、および彦根愛知犬上広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例、ならびに彦根愛知犬上広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例でございます。平成26年5月14日に公布されました地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律によりまして、平成28年4月1日から施行されることに伴い、地方公務員について人事評価制度の導入等により、能力および実績に基づく人事管理の徹底を図ることと併せ、退職管理の適正を確保するため措置が講じられたものでございまして、当組合におきまして関係する条例につい

て、所要の規定の整備を行うものでございます。条例改正概要書をご覧くださいと存じます。改正の内容でございますが、大きく3つの条で構成をいたしております。第1条による改正は、彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部改正を規定しており、地方公務員法の一部改正に伴う条項ずれ、当該条例に給料表等のほか、級別標準職務表を規定するもの、人事評価の結果および昇給および勤務手当に反映させるための改正を行うものでございます。第2条による改正は、彦根愛知犬上広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正を規定しており、地方公務員法の一部改正に伴う条項ずれの対応でございます。第3条による改正は、彦根愛知犬上広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正を規定しており、人事評価制度の導入に伴います人事評価の状況および職員の退職管理に伴う状況を報告事項に加える改正を行うものでございます。なお、このような内容で去る2月9日に労働組合とも協議を行っておりますことをご報告させていただきます。

以上、議案第7号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案につきましてご説明とさせていただきます。よろしくご審議の程、お願いいたし

ます。

○議長（赤井康彦君） これより、質疑を行います。質疑の通告書が提出されておられませんので質疑なしと認めます。以上で、議案第7号に対する質疑を終結いたします。

○議長（赤井康彦君） これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤井康彦君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

○議長（赤井康彦君） これより、採決を行います。議案第7号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（赤井康彦君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第7号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号上程

○議長（赤井康彦君） 次に、日程第11、議案第8号 彦根愛知犬上広域行政組合斎場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔藤野議会事務局副主幹朗読〕

○議長（赤井康彦君） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） それでは、議案第8号 彦根愛知犬上広域行政組合斎場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

当組合規約につきまして、平成28年2月9日付けで、滋賀県より規約変更が許可され、また、愛荘町が都市計画施設火葬場として紫雲苑を決定されることに伴いまして、当組合の斎場の設置および管理運営に関する条例において、本年4月1日から管内として愛荘町を加えるための規定の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、事務局からご説明申し上げますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。

○議長（赤井康彦君） 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（村田淳樹君） 失礼いたします。それでは、議案第8号 彦根愛知犬上広域行政組合斎場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、ご説明させていただきます。

条例案および条例改正概要書をお開きいただきたいと存じます。説明につきましては条例改正概要書に基づきご説明させていただきます。この度、改正しよういたします条例

は、彦根愛知犬上広域行政組合斎場の設置および管理に関する条例でございます。本年2月9日付けで、当組合規約の変更につきまして、滋賀県より規約変更の許可がございました。また、それに伴い愛荘町が都市計画施設火葬場として紫雲苑を決定されることに伴いまして、当組合の火葬場でございます紫雲苑の火葬業務に本年4月1日から加わることとなりましたため、彦根愛知犬上広域行政組合斎場の設置および管理に関する条例の所要の改正を行うものでございます。条例改正等の趣旨でございますが、彦根愛知犬上広域行政組合斎場の設置および管理に関する条例の別表でございますが、管内と管外の定義をいたしておりますが、新たに管内に愛荘町を加えるものでございます。そのほか、文言の修正を併せて行うものでございまして、平成28年4月1日から施行することといたしております。

以上で、議案第8号 彦根愛知犬上広域行政組合斎場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の程、お願いいたします。

○議長（赤井康彦君） これより、質疑を行います。質疑の通告書が提出されておられませんので質疑なしと認めます。以上で、議案第8号に対する質疑を終結いたします。

○議長（赤井康彦君） これより、討論を行います。討論はございませつか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤井康彦君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

○議長（赤井康彦君） これより、採決を行います。議案第8号 彦根愛知犬上広域行政組合斎場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案を、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（赤井康彦君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議案第8号 彦根愛知犬上広域行政組合斎場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 一般質問

○議長（赤井康彦君） 次に、日程第12、定例会でありますので、当組合所管事項に対する一般質問を行います。

一般質問の通告書が提出されておりますので、発言を許します。一括質問、一括答弁ですので、質問者は一括で質問していただきたいと思ひます。

2番 獅山向洋君。

○2番（獅山向洋君） それでは、一般質問させていただきます。3点

に渡っておりますけれども、いずれも彦根愛知犬上地域ですね、ごみ処理施設建設候補地に関する質問でございます。

まず第1でございますが、彦根市清掃センターにおけるごみ処理施設改築案についての質問でございます。このごみ処理施設建設候補地につきましては、従来は現在の彦根市清掃センターの敷地、これは隣接するし尿処理施設の敷地も含めてでございますけれども、この彦根市清掃センターの場所における改築もですね、常に有力な案として検討されてきた経緯がございます。しかし、今回の彦根愛知犬上広域行政組合による候補地公募によりましてですね、彦根市清掃センター敷地における改築案はなくなったように思われるんですが、そのように考えてよいのでしょうか。

それから次にですね、可能性は極めて低いとは思ひますけれども。と申しますのは、彦根市清掃センター周辺の自治会がですね、1日も早く清掃センター、よそへ行ってほしいという要望はあったわけでございますので、そういう意味で可能性は低いかも知れませんが、ただこの周辺の自治会がですね、改築を容認するというかね、今、ここで、この場所で改築してもらってもいいじゃないかというような見込みがあつてもですね、広域行政組合は土地所

有者である、土地っていうのは、この清掃センターの土地所有者でございますけれども、彦根市が応募しない限りですね、建設候補地としては考慮しないのでしょうかという質問でございます。こういう質問をわざわざいたしましたのはですね、まちづくり支援金がですね、3億円も支払われるということになりますとですね、ひょっとしたら周辺自治会の方々は、今までは出て行ってくれと思ってたけれども、来てもらってもいいじゃないかという考えも出てくるかも知れませんがそういう意味で質問するわけです。

次の質問はですね、ごみ処理施設建設地への応募などの現状についてお尋ねしたいと思います。過日の全員協議会におきましてですね、1地域の自治会から応募があったとの報告がございました。今後、この応募地域が複数になる可能性はあるのでしょうか、という質問でございます。

それと関連してですね、複数になる可能性があるかどうかを多少知りたいので、施設見学会に参加した地域数およびその人数、あるいは市、町の担当課および広域行政組合推進室の相談窓口に来てきた地域数およびその人数を明らかにしていただきたいと思っております。

さらに次の質問としましては、ごみ処理施設建設地の選定要件および選定方法について質問したいと思います

ます。ちょっと質問の要旨が非常にややこしいなっていますが、要するにですね、この発言通告書の締め切りとですね、2月22日の第8回選定委員会が同じ日になっておりましてね、できたらほんとは選定委員会の決定が出てからそれを前提にして質問したいなあとこう思ってたんですが、それができなかったものでちょっとややこしい質問内容になったわけでございます。そこで、選定委員会の事務局としてはですね、全委員に評価項目とか評価方法についていろいろと説明したりですね、事務局案を提案しておられるようなご説明でございましたので、そういう意味ですでにこの第8回の選定委員会は終わってしまっていて決定は出てるわけでございますけれども、一応、この事務局案の考え方とか、そういうものを明らかにしてですね、選定委員会の方針決定が、それがどのように反映されたのか、それを明らかにしていただきたいと思っております。

さて、次の質問ですけれども、私もこの選定委員会を傍聴をしてですね、思っていたんですけれども、とにかくこの候補地がですね、極めて少数である場合、例えば1ヶ所しかないというような場合ですね、そういう場合には比較もできないということですね。そうしますとですね、ほんで2ヶ所あれば相対的な比較ができるわけです。どっちがいいかと。

しかし、どちらにしてもですね、やっぱり絶対的評価というんですかね、こういう条件が満たされない限りはどんな候補地であってもだめだというふうですね、そういうことが必要ではないかと思うわけです。ご承知のとおり、例えば入札においてはですね、最低制限価格制度がございますし、指定管理者を決定する場合でもですね、点数制を採用してですね、1団体しか応募者がいない場合でもですね、合格点というものは決めているわけですね。そういう点でどうもこの選定委員会のお話を聞いててもなんかそういうような考え方が入っているかのようにも思うんですけれども、どうもあんまり明確でないなというふうに心配しているわけでございます。そういう意味で絶対評価の合格ラインというものにつきましてですね、事務局あるいは選定委員会でも結構でございますが、どのように考えておられるのか、明らかにしていただきたいと思っております。

それと最後の質問でございますけれども、応募地の公表については落選した地域についてはもう公表しないというふうにおっしゃっておられます。しかしですね、3億円ものまちづくり支援金が支払われる事案でございますので、やっぱり応募した以上はですね、なんでうちは落選したんだということを知りたいのは当然でございます。また、逆

に言いますと自治会の了解を得てですね、応募したのに落ちた場合ですね、今度は自治会の方になぜ落ちたかっていう説明もしなきゃならんのではないかと思います。そういうふうな意味でですね、公表の是非というのは別といたしまして、やはり例えば絶対的な評価ラインといいますか、合格点が60点なら55点しかなかったというような、そういう評価の問題とかですね、あるいはよその地域はこうであって、よその地域はこうだったから、だから結局うちの方は合格というか、落選したんだと、こういうような説明ができるようにしておくことが非常に重要ではないかと思っております。そういう意味で、公表する、しないは別にしてですね、手続きの透明性ということは非常に重要になってくるのではないかと思います。この問題ではないんですけども、よそではですね、入札とかね、そういう問題でもですね、住民監査請求とかですね、あるいは住民訴訟なんかにもなってることもございますので、この点は非常に重要なことではないかと思っておりますので、ひとつ、どのように考えておられるのか、ご答弁を願いたいと思っております。以上です。

○議長（赤井康彦君） 建設推進室長。

○建設推進室長（林善和君） 建設推進室長の林でございます。ただい

まの獅山議員のご質問にお答えさせていただきます。

ご質問にございました標題①の(1)、彦根市清掃センター改築案はなくなつたと考えてよいのか、と①の(2)にございました彦根市清掃センター周辺の自治会が改築を容認する見込みがあつても組合は土地所有者である彦根市が応募しない限り、建設候補地として考慮しないのか、について、併せて回答させていただきたいと思つたのでよろしくお願ひいたします。

議員もご存知のとおり、今回の新ごみ処理施設建設候補地に伴います公募につきましては、昨年10月15日より応募受付を開始したところでございます。公募にかかる応募者資格につきましては、彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地公募要項の3に記載しておりますが、地元区(自治会)長を代表者としての応募または土地所有者からの応募の2つとなっております。土地所有者からの応募につきましては、個人・法人は問いませんが、地元区(自治会)の同意が必要となります。また、地元区(自治会)長を代表者としての応募で、建設応募地の一部または全部が公有地である場合も、行政組合において当該公有地での応募が可能かどうか確認した上で応募していただくことが可能となっております。議員お尋ねの彦根市清掃センター敷

地につきましても、公募要項に記載しております応募資格および応募条件を満たし応募された場合は、候補地として審査対象になるものと考えておりますが、現段階で土地の所有者であります彦根市として、清掃センター敷地での改築を想定されているとは聞き及んでおりません。広域行政組合といたしましては、過去の手法を見直し、公募方法を取り入れた段階で、建設候補地としての適地を清掃センター敷地以外に広く求めたいということでございますので、ご理解をお願いいたしたいと思つたので、

続きまして、標題2のご質問にお答えさせていただきます。今後、応募地が複数になる可能性はあるのかについてお答えさせていただきます。昨年の11月15日に開催しております第1回全体説明会や、12月2日に開催いたしました県外施設見学会には、あわせて13地域の関係者のご参加いただいております。現在の状況といたしましては、1地域からご応募いただいておりますが、説明会や見学会にお越しいただいた地域は、応募に興味を示していただいているのですけれども応募にまでは至っていないというのが現状であろうかと思つたので、このため3月5日には第2回全体説明会を開催する準備を進めておりますが、より多くの区(自治会)や土地所有者から応募

していただけるよう、今後も説明会や見学会の実施を通して、様々な情報提供ができるよう、全力で努力してまいりたいと考えておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

続きまして、標題②の（２）になりますけれども、施設見学会に参加した地域数およびその人数、市町担当課および広域行政組合建設推進室の相談窓口に来た地域およびその人数を明らかにされたい、についてお答えさせていただきます。昨年12月2日に開催いたしました県外施設見学会にお越しいただきましたのは、3自治会で9名の方がお越しくださいました。また、各市町担当課および組合建設推進室の相談窓口に来られた方は、4自治会で合計7名の方がお越しいただいております。

続きまして、標題③の（１）になりますけれども、選定委員会事務局は、全委員に評価項目および評価方法について事務局の考え方を説明したり、正副委員長に事務局案を示しているようなので、事務局の考え方や事務局案を明らかにしたうえで、選定委員会の方針決定にどのように反映されたのか明らかにされたい、についてお答えさせていただきます。本日、議会が始まる前に、皆様のお手元の方に資料を配布させていただきました。こちらは、過日の全員協議会で申し上げておりましたとおり、

第8回選定委員会で決定いたしました内容を取り急ぎまとめさせていただきましたものでございます。その資料に基づき、ご説明をさせていただき、答弁と代えさせていただきますと思いますのでよろしくお願いいたします。まず、お手元の資料の方でA3で三つ折りにしているものがあるかと思いますが、資料の1-4になります。その資料1-4をご覧ください。昨年、12月25日に開催いたしました第7回選定委員会に事務局案として、こちらの資料の、2.適正評価審査、二次審査にあります、まず一番左の方にありますのが視点という部分になります。こちらが4視点。続きまして、ナンバーをふっておりますが、これが1から22までございます。この適正評価審査にあります22項目の選定項目について、1項目3点満点として、合計66点満点になるんですけども、最終的にはその66点満点を100点満点に換算した後、順位をつける方法でお諮りさせていただきました。しかし、各委員の皆様よりさまざまなご意見を第7回選定委員会の場で頂戴いたしましたので評価項目および評価方法の決定には至りませんでした。次に、資料1-2をご覧くださいと思います。こちらの方が応募の評価方法についてということでこちらは先日行われました第8回選定委員会でお示しさせていただきます

ました資料になります。そこで事務局案として、合計100点満点で評価することを基本とさせていただきました。第7回選定委員会でお示しさせていただいた22項目という部分の基本は変わりませんが、選定項目22項目について、1項目3点満点で合計を出し、合計後、先ほど言いました合計が66点満点になります。その合計後、80点換算します。それで、残りの20点につきましては、各項目の重要度や項目間の相互関係等を勘案し、各委員に評価点数をつけていただき、合計後、点数の高い順から順位をつける審査方法を第8回選定委員会に提案させていただきました。正副委員長および各委員へは、第7回選定委員会で先ほどご覧いただきましたように各視点ごとに、その他、の項目を設けてはとの意見をいただきましたが、事務局としては、応募してくださる方に対し不確定要素で誤解を招くおそれにもなる審査項目につきましては、除外させていただきたい旨をお願いさせていただきました。また、22項目の評価については、各項目にできるだけわかりやすくさせていただくことを目的とさせていただきました。各項目を客観的に審査することにより、審査の上で基礎点、この22項目の点数を基礎点とさせていただきます。各委員が審査する上でできるだけわかりやすくさせていただく

ことを目的といたしました。第8回選定委員会では、この事務局案を基に議論いただき大筋で事務局案を審査方法とすることで合意いただきました。以上が事務局の考え方と事務局案であり、一部修正はございましたが、第8回選定委員会の決定事項の説明とさせていただき、答弁とさせていただきますたいと思います。

続きまして、標題③の(2)につきまして、絶対評価の合格ラインとして事務局はどのように考えているのか明らかにされたい、についてお答えさせていただきます。合格ラインにつきましては、先日開催いたしました第8回選定委員会において委員からもご質問いただいた内容ではございます。選定委員会では、皆様のお手元にお配りさせていただきました、1になりますが、建設候補地選定の流れ。こちらは資料の1-1でもご説明している内容ではございますが、まず第一次審査としまして資格判定審査を行うこととしています。これは、法規定の有無を審査するものとなっております。法規定であるため、解除にあたって国の許可が必要であったり、解除までに相当な時間が要するおそれがあるため、喫緊の課題である新ごみ処理施設建設が遅延するおそれや、最悪の場合、建設が不可能となるケースも否定できません。このため、ここで、一度ふるいにかけることで、議員がおっし

やる一つの合格ラインにもなっていないかと考えております。その後、二次審査であります選定項目および選定方法により100点満点として評価を行います。その合計点を基に順位を決定し講評とともに管理者会へ報告することとなっております。建設候補地の最終決定は管理者会で判断をいただくこととしておりますことから、選定委員会では、一次審査を通過した応募地について二次審査以降は合格ラインを決めず、合計点数、順位とともに講評として管理者会へ報告していただくようにしております。選定委員会は、各分野の専門的な知識をお持ちの方々に委員となっていただいておりますことから、多方面の見地から講評として提言いただけることとっておりますのでご理解いただきますようによろしくお願いいたします。

続きまして、標題③の(3)になります。公表の是非とは別に、絶対的評価としての合格ラインと相対的評価の公正さを明らかにして、落選者が納得する対応が非常に重要であると考えているが、手続きの透明性についてどのように考えているのかについて、お答えさせていただきます。議員がおっしゃるとおり、この選定委員会は、透明性を重視し発足した委員会でもございます。そのため選定項目や選定方法を審査に入る前に決定したいと考え先ほど来申し上げ

ておりますとおり第8回選定委員会で決定させていただきました。最終的には、選定委員会の報告を基に管理者会で候補地を決定していくわけですが、ご応募いただき、落選された区(自治会)につきましては、公の場には記号等の名前にて選定委員会での点数や順位、また委員会としての講評等は公開することが選定委員会の方で確認されております。その手順に沿ってご納得いただけるよう説明してまいりたいと考えておりますのでご理解いただきますようによろしくお願いいたします。

○議長(赤井康彦君) 再質問はありませんか。獅山議員。

○2番(獅山向洋君) 再質問させていただきます。先ほどの彦根市の清掃センターの件でございますけれども、要するに彦根市の方からはそういうふうな意向を伺ったことがないというようなご答弁だったと思いますので、そうしますとこれ彦根市の問題になりますので、また彦根市議会でも質問させていただきます。

さて、その次にですね、合格ラインとかいろいろなことを申し上げましたけどもね、そもそもこれだけ点数をおつけになられる以上ですよ、100点満点とかですね、おつけになる以上、いったいそうするとこの選定委員会ではただ点数つけるだけでですね、その点数の合格ラインも何も決めないんでしょうかね。なん

だかそれだったら、ただ点数だけつける委員会と、こういうふうには考えられないんでね、その点、ちょっともう一回事務局、どうお考えになってるのか、お聞きしておきたいと思います。

それからもう1点はですね、一番最後の質問ですけれども、何というてもね、今までは何億円払うとか、そういうような話じゃなくって、要するにひとつここで造らせてくださいというお願いだったわけですから、これはこれでいいんですけれどもね、3億円も払うっていうことになるんだか一種のね、言い方悪いけど対価関係みたいな形になってくるわけですね、そうなりますとね、やっぱりなぜうちはだめだったのかというようなね、ことは誰だって言いたくなるものでございますね。ですから、もう1回、確認しておきたいんですが、この選定委員会でいろいろと議論されたこととかですね、あるいは点数をつける経過とかですね、あるいは最後の講評とかですね、こういうものは情報公開請求した場合ですね、ちゃんと公開してもらえるのかどうかということね、非常に重要であるし、同時にですね、応募した方々が最後にはこういうことになるんだからということならば、この選定委員会のね、ひとつの判断なり講評に信頼性が出てくるんだけど、どうも最後までわからんかも

しれんよと。それが、結局、管理者会の方に上がってですね、管理者会の中でその経過もどうなのか知りませんが決められてしまうんだということになるとですね、この3億円というお金を出すことについてね、問題が生じてくるじゃないかなと心配しとるんでね、その点、もう1回、ちょっと明確に答えていただきたいと思います。

○議長（赤井康彦君） 建設推進室長。

○建設推進室長（林善和君） それでは、今の再質問についてご説明させていただきます。

まず、選定方法の部分でもう少し先ほどの資料を使いまして、詳しくご説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。先ほど皆様の方のお手元にお配りさせていただきました資料1-2をご覧いただければと思います。先ほど私の方から説明させていただきました100点満点という部分の採点のつけ方なんですけれども、選定要件による評価、2の(1)になりますが、選定要件による評価ということで先ほども申しあげました22項目につきまして、1項目3点満点、合計66点満点で合計を80点に換算するっていうのが、まず二次評価になります。この二次評価につきましては、すいません、もう一枚、戻っていただきまして資料1-1を見て

いただければと思うんですが、流れ、という部分でご説明させていただければと思います。こちらの方で事務局が行う審査としましては、ここは客観的にみた審査をさせていただきます。その中で一次審査を終わり、選定委員会と事務局という部分で箱が重なっている部分があるかと思いますが、選定評価審査ということで二次審査をさせていただきます。これは客観的に22項目の、先ほど言いました1項目3点満点の点数でまず事務局の方で点数をつけさせていただきます。その点数に沿って、一度、選定委員会に上げさせていただきます。事務局の二次審査結果について、選定委員会で確認またはその中で必要であれば協議を行っていただき、多少の修正等を行っていただいた後、この二次審査、22項目の基礎点として設けさせていただきます。それがまず第一段階で審査は二次審査が終わります。その後に残っております100点満点から80点を引きました20点につきましては、各委員の皆様には審査をしていただきます。この審査をしていただく経緯、なぜこの20点満点という各委員の審査という部分を作らせていただいたかといいますと、第7回選定委員会の中でもかなり議論があったわけなんです、各委員の皆さんの思いっていうのは、先ほども言いました11人の選定委員の方がい

らっしゃるんですが、各プロ、専門な分野に長けた方がいらっしゃいます。また、各市町から住民の代表として環境委員等の方が代表で来ていただいておりますが、そういった方々の自分の視点、自分の得意分野の視点でまずその22項目の内容を見ていただき、そこから点数をつけていただきます。まず、点数をつけていただくんですが、その20点をつけていただいた点数をもう一度、選定委員会に諮っていただきます。この選定委員会で議論、また専門的な分野からの見地を話しながら、もう一度、選定委員会の委員に戻しまして、最終的には20点満点の点数を選定委員会として出していただくという流れになっておりますので、この部分につきまして20点満点の中で話し合われた内容を講評として最終的には上げていただくこととなりますので点数だけで評価することにはならないかとは思っておりますので、ご理解いただきますようによりしくお願いいたします。

続きまして、最後の公表の部分での合格ラインの中で落選者が納得するようになるという部分になりますけれども、一応、今回の選定委員会の目的といたしましては、最終的にご応募がございました候補地を選定要件、選定方法によって審査をさせていただくっていうのが選定委員会の大きな役割になります。その後、選定委

員会では応募地に順位をつけさせていただきまして、最終的な候補地となるのを審査をいただくのは管理者会で決めていただくという内容になっております。その中で、先ほど議員の方からお話がありましたが、選定委員会で議論された内容という部分で、個人名とかそういう部分が出てくる部分にあっては情報公開の対象にはならないかと思いますが、選定要件や選定方法によって審査された内容っていうものは、情報の公開にあたるかと思えます。委員会から管理者会に報告するにあたっての情報につきましても、個人名やそういった部分を除外させていただいて、情報の提供っていう形ができるかと思えますのでご理解いただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（赤井康彦君） 再々質問はありますか。獅山議員。

○2番（獅山向洋君） 1点だけ確認というか、どうもちょっとね、私の質問の趣旨がよく理解していただけないような気がするんですけどね、要はね、100点満点で点数つけるならね、何点以上は合格というのはね、当たり前の話であってね、それでこそ候補地選定委員会じゃないかと思うんですよ。ただ点数だけつけて、はいどうぞっていうね、管理者会に渡すのではね、なんかね、候補地の選定委員会の役割を果たしていないような気がするんですよ。

ですから、今日言うて今日は無理かも知れんけれども、いっぺんね、候補地選定委員会にも言うといてほしいんですよ。100点満点つけるんやったらね、何点以上が合格ぐらいのことはね、やっぱり考えてもらわないとね、もしね、3ヶ所も4ヶ所もね、候補地があつてですよ、100点満点で皆、20点くらいしかなかったっていうんだったらね、そんなところをですね、ほんとに何十年も使うね、ごみ処理施設として使っていくんかと、いうことを非常に心配しておりますんでね、ぜひともその点だけはね、選定委員会にお伝えいただきたいと思えます。以上です。

○議長（赤井康彦君） 事務局長。

○事務局長（高田秀樹君） それでは私の方からただいまのご質問に対してお答え申し上げます。

議員のご意見につきましては選定委員会にまた申し伝えたいと思っておりますが、合格ラインを決めることについては今の時点では考えておりませんが、議員がおっしゃったように基本的にとても合格と思えないようなところが出てまいりましたときには、選定委員会の選定の中で講評においてその旨が評価されてくるのではないかというふうに考えております。また、選定委員会の方には、議員のご意見についてはお伝えをさせていただきたいと思えます。

○議長（赤井康彦君） よろしいで

すか。質問を終了いたします。

○議長（赤井康彦君） それではここで暫時休憩したいと思います。休憩時間は10分程度といたしまして、3時50分、再開いたします。

[午後3時38分休憩]

[午後3時48分再開]

○議長（赤井康彦君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

16番、安澤勝君。

○16番（安澤勝君） それでは、彦根愛知犬上広域ごみ処理施設について質問をいたします。

2月19日開催の全員協議会で発表があり、現在のところ、1地区から公募があったとお聞きいたしました。以前より、公募があれば締め切りまでに、手つかずにせず、速やかに審査をと、お願いをしてまいりましたが、いつ書面での提出があり、現在の審査の進捗状況をお示してください。また、今日まで8回の選定委員会が開催され、協議いただいておりますが、公募がなければ、どうしようかという不安は解消されましたが、複数の候補地が発生した場合でも審査の結果、いずれも何らかの問題があり、新たなごみ処理場施設は計画そのものがなくなり、現在の焼却場を大改修してその場にいるとい

う選択肢はあるのか、ないのか、お考えをお示してください。以上です。

○議長（赤井康彦君） 建設推進室主幹。

○建設推進室主幹（村上義一君） 建設推進室主幹の村上でございます。よろしく申し上げます。

いつ書面で公募の申請があり、現在の審査の進捗状況について、お答えいたします。応募につきましては、1月22日（金）に応募書類の提出先であります圏内の担当課窓口にありました。今週の月曜日には、第8回彦根愛知犬上地域ごみ処理施設候補地選定委員会で、応募地の評価方法を決定していただきましたが、審査については、個々に審査するのではなく、応募が終了した時点で、一括して審査することがこれまでの委員会で決められておりますのでご理解の程、よろしく申し上げます。

審査の結果、いずれも何らかの問題があり、新たなごみ処理施設は計画そのものがなくなり、現在の焼却場を大改修してその場にいるという選択肢の有り無しについて、お答えします。現在の彦根市の焼却施設は、昭和52年度から使用されている施設であり、県内でも最も古い施設で、大改修して使用する選択肢はないものと考えております。焼却施設そのものは、彦根市の施設であり、当組合の直接管轄している施設でないこ

とをご理解いただきますようよろしく
お願いいたします。いずれにしまし
ても、現在公募期間中であり、公募
説明会や先進施設見学等を開催し、
できるだけ多くの区（自治会）から
応募いただけるよう努力しております
のでご理解の程、よろしくお願
いいたします。

○議長（赤井康彦君） 再質問はご
ざいますか。安澤議員。

○16番（安澤勝君） 締め切り後、
一括で審査をするというふうにご答
弁があったかと思えますけれども、
やはり喫緊の課題であるということ
は、先ほど来、答弁でもおっしゃっ
てますとおり、できるところから書
面の不備がないかとか、あるいは条
件的な部分がどうだとかっていう部
分、それからそうやって現状では選
定委員会の、いわゆるお皿の上にし
かのってませんけども、その中でも
事務局としてしっかり見るべきとこ
ろは見てですね、こういうところは
ちょっと不備がありますとか、そう
いったところの審査はしっかりと
していただいているのかなというと
ころをまず1点、お伺いしたいのと、
それから県内でも最も古い施設やと、
これは彦根市のもんやというご答
弁だったかなと思えますけれども、先
ほど来の獅山議員との質問とも若干
かぶる部分はありますけれども、い
わゆるこの、せっかくですね、今1
地域が提出をいただいております。

複数出るかどうかは別としまして、
やっぱり問題があるからやめときま
すは、せっかくそれぞれの地域で協
議をして出しているにも関わらず、
その採点の結果ってというのはそれは
仕方ないとしまして、やはり当然、
現地域、現にある施設の方がこれ、
手上げて来やったら可能性はゼロで
はないわけなんで、そういう部分も
含めて、再度、いわゆる後ろに戻る
のか、戻らないのか。戻る選択肢は
ないということであればないという
ふうに最終的に伺いたいと思
います。再度、お願いいたします。

○議長（赤井康彦君） 建設推進室
主幹。

○建設推進室主幹（村上義一君）
応募していただいて、条件的に何ら
かの問題があるかどうかという問題
につきましては、各市町の担当課で
一応、指導等させていただいており
ますので、候補地出されたところ
についても市町の担当課の方で指導
させていただいておりますので、その
へんご理解いただきたいと思います。

次のご質問ですけど、この件につ
きましては、広域行政組合といたし
ましては、過去の手法を見直し公募
方式を取り入れた段階で、建設候補
地としての適地を清掃センター敷地
以外に広く求めているところでご
ざいますので、この点もご理解の程、
よろしくお願いいたします。

○議長（赤井康彦君） 再々質問は

ありますか。安澤議員。

○16番（安澤勝君） 一応、現施設外で公募をかけて、新しい新天地を求めていくという姿勢であるというふうに理解してよろしいんですか。

○議長（赤井康彦君） 建設推進室主幹。

○建設推進室主幹（村上義一君） 議員がおっしゃったとおりでございます。

○議長（赤井康彦君） 質問を終了します。

5番、山内善男君。

○5番（山内善男君） 先の議会でもお伺いいたしましたけれども、同様の質問・趣旨になるかと思いますがよろしく願いいたします。

1市4町がごみ減量を図り、施設規模をできるだけ小さくするための具体化を図るために、広域行政組合が積極的な役割を果たしていただきたいということで質問させていただきます。

昨年8月定例議会で新たなごみ焼却設備の施設規模等について質問した際、公募により候補地決定後は施設整備基本計画を策定する際、現在の予測の下、適正な規模と焼却方法などの内容について再度検討。ごみ減量化対策については、今後も構成市町と連携を図りながら適正な施設規模の策定に努める。候補地決定後、学識経験者、各分野の専門員、候補地として選ばれた代表者、構成市町

の担当課を中心に施設整備基本計画を検討する委員会を設け、今後のごみ減量化の取り組みを踏まえ検討と答弁されました。一つには環境への負荷を最大限低減させること、二つ目には施設規模をできるだけ小規模にして建設経費を抑制をする。そして、浮いたお金を教育や福祉の方にまわしていく。そのためにも建設経費を抑制をしていく。そういう努力が求められているというふうに思います。広域行政組合、とりわけ管理者、副管理者の取り組み姿勢が問われるのではないかとこのように思います。他の自治体の取り組み経験からも従来の延長線上でなく大胆な、ここには首長と書きましたけれども、市長や町長の皆さんの姿勢が求められているというふうに考えます。また、彦根市がごみ量の大部分を占めますけれども他の4町においても現在はリバースセンターですべてがリサイクルされるという状況になっておりますけれども、しかし今後の新たな焼却施設については、彦根市と同様の取り組みが求められるわけですから他の4町においても同様の取り組みが求められるのは当然です。とりわけ広域行政組合、管理者、副管理者の皆さんの取り組み姿勢が問われるというふうに考えて質問をさせていただきます。

○議長（赤井康彦君） 建設推進室長。

○建設推進室長（林善和君） ただいまの山内議員のご質問にお答えさせていただきます。1市4町がごみ減量化を図り、施設規模をできるだけ小さくするための具体化を図るため広域行政組合が積極的な役割を、についてお答えさせていただきます。

ごみの減量化につきましては、剪定枝のリサイクルに取り組みられたり、新たに蛍光灯の回収を開始されるなど組合構成市町におきまして啓発活動と併せ、日々取り組んでいただいております。行政組合といたしましては、今後、候補地決定後、新ごみ処理施設の建設計画を立てるときには、構成市町と連携をとり、再度ごみ量の将来予測と共に減量目標もお示ししながら、適正な規模の施設にしてまいりたいと考えておりますのでご理解いただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（赤井康彦君） 再質問ございますか。山内議員。

○5番（山内善男君） はい、ありがとうございます。

今のお答えは、だから先のお答えと一緒にですね。私が言いたいの、彦根でも剪定枝の取り組みが行われて、昨年2200万円の予算をつけていただきました。約1000トンのリサイクルにまわすということで、実際当局に聞いてみましたら年間650トンのリサイクルができるというふうにお答えいただきました。それか

ら蛍光灯のリサイクル努力、それから各団体について、いわゆる食料残渣などの堆肥化などの取り組みもしていただいております。従来、彦根ではごみ減量審議会もありました。しかし、私、いろいろそういう取り組みがされてきましたけれども、しかし実際、数字を見てみましたらこれは平成24年度、前も言いましたけれども全国が1日、1人あたりのごみ排出量が全国では963グラム、滋賀県では876グラム、彦根市は1072グラム。全国、あるいは滋賀県の中でも飛びぬけて多いという実態から抜け出ていないんです。だから、いろいろ市民団体の協力やそれからごみ減量審議会なども行われてますけれども、県下で一番多いごみ量という現実には、変わってないわけです。昨年、この選定枝の取り組みが行われてこの順位がどのようになったかというのは、私、定かに把握しておりませんが、しかし、私、やはりここで一番必要だというふうに思うのは、従来の経験からいって減量審議会とか、あるいはボランティア団体とか、そういう取り組みに任すのではなしに、行政当局がいわゆるトップをあげて、ほんとにごみ減量に取り組むんだという姿勢をはっきりさせることが必要だというふうに思います。先の議会でも、名古屋、それから横浜の大きな自治体でトップがやはり決意をして、家庭ごみの

30%から40%、事業系でも名古屋の例でいいますと39%減量させたということでごみ焼却施設を廃止をするというところまで追い込んだという経験も紹介させていただきましたけれども、やはりそういうトップの決意がほんとに求められているというふうに思います。ここには、市長さんも町長さんも全員揃っていただいておりますのでそういう意味では、ほんとに今、循環型社会形成推進地域計画を見ましたら、リサイクル施設、それから焼却施設含めて、約100億円の予算規模が出てますけれども、3割、4割、ほんとにごみ減量すれば30億、40億の、そういう施設の、小さい施設で済むということになるわけですから市民の皆さんにほんとに減量の努力を求める。行政も努力をするという、そういうことが求められるというふうに思います。だから、私自身は広域行政組合の事務局にその責任をなすりつけるということではなしにね、やはり行政の市長や町長さんや副市長さん、含めてトップを上げて、そのごみ減量化に取り組んでできるだけ負荷の少ない、そしてできるだけ大規模な施設を造らない、そういう決意をはっきりさせるということがまず必要ではないかというふうに思います。今、4町の方はリバースセンターなので、すべて名目上はリサイクルになっておりますけれども、しかし、

これは国の誘導が非常に悪くて三重では爆発事故を起こすとか、消防士が事故で亡くなるということもありましたけれど、ほんとにこのRDFも燃やせばダイオキシンが出て有害物質が発生をするということはもうすでに明らかになって、実際の処理場は非常に困った課題となっているというふうに聞いておりますけれども、そういうことは打開していく上でもごみ減量化に市民や町民の努力を仰ぎながら、自治体も汗をかくということの決意をぜひしていただきたいという意味での質問なわけです。ぜひ、いつもは行政当局が答えていただいておりますけれども、市長や町長さんの決意をぜひ伺いたいというふうに思います。以上です。

○議長（赤井康彦君） 管理者。

○管理者（大久保貴君） 管理者としては、各市町の立場でお答えする立場でございませんが、おっしゃるとおり、ごみの減量化、資源化については、それぞれの市町においてお取り組みをいただいておりますと認識をしております。今後ともそうした方向で施策充実を図っていただきたいというふうにも考えております。

○議長（赤井康彦君） 山内議員。

○5番（山内善男君） 何度も言いませんけれども、いろいろ努力はしているけれども残念ながら彦根は、県下一、1人あたりのごみの排出量が多いという現実が変わってないわ

けですので、ぜひそのような汚名を晴らすためにもトップの決意をぜひ示していただいて、大胆な取り組みをぜひしていただきたいというふうに思います。4町の皆さんもRDFがすべてリサイクルにまわっているという現実がありますけれども、しかしそれでもそんなRDFそのものの処理については困る課題になっているというふうに聞いております。青森や北海道に野積みをされて置かれているという状況も全国では発生をしたというような話も聞いていますし、非常にそういう意味でいうと、新たなごみ焼却施設を造っていく中で彦根と同じ対応が求められ、それから町民の皆さんと一緒にやはりリサイクルをしていくという努力が求められるわけですから、ぜひそういう点でできるだけ小さな規模で、できるだけ負荷をかけない、そういうような施設を造っていくという点で、今、公募が行われてほんとに市民の皆さんの協力でできるかどうかというところの佳境に来てるというふうに思いますので、そういう意味でいうと行政当局も市民の皆さん、町民の皆さんと減量化で汗を流すという決意をぜひ行政当局や審議会だけに任せずに、自らの課題として位置付けていただきたいということを強く申し述べて私の質問を終わるときです。

○副管理者（北川豊昭君） 議長。

4町を代表して。

今、山内議員からですね、ごみの減量について質問をいただいております。実は甲良町ではですね、特にRDFについては以前からおっしゃるように桑名の方で爆発がしました。そういうことも踏まえてですね、できるだけRDF化、いわゆる固形燃料化についてはできるだけ減量して少なくなるようにという鋭意努力をしたいというような思いもありましてですね、本町におきましては生ごみ処理機をですね、住民の皆さんに補助金を出して少しでも生ごみを減らしていただくと。一番、リバースセンターに持っていく、いわゆる可燃物のごみについてはですね、生ごみが一番多いと目方っていうんですかね、重量的には。っていうことで、ひと絞り、それも非常に大事やということで、野菜くず等もですね、できるだけ水分を抜いて、そして重量を減らすということによって絶対量が減るということと、それと今、言いましたように生ごみ処理機でしっかりとリサイクルをするという。有機肥料に還元するということで甲良町は農地が多いのでそういう部分ではその利活用できるというようなことからですね、そのことを広報を通じてですね、啓発をするという努力は、現在、いたしております。以上です。

○議長（赤井康彦君） 他の管理者

は。よろしいですか。

それでは質問を終了したいというふうに思います。

○議長（赤井康彦君） 以上で、事前通告のあった質問は終了しましたので一般質問を終結いたします。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。会議を閉じ、平成28年2月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。

午後 4 時 08 分閉会

会議録署名議員

議 長 赤 井 康 彦

議 員 前 田 広 幸

議 員 安 藤 博

全 員 協 議 会
(2 月 26 日)

平成 28 年 2 月 26 日(金曜日)

午後 2 時 00 分開会

○議長(赤井康彦君) 皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。それでは、定例会の開会前にお時間をいただき、全員協議会を行います。はじめに、本日、定例会の欠席者について、事務局から報告があります。

○事務局(高田事務局長) 失礼いたします。議会事務局長の高田でございます。

本日の定例会の欠席についてご報告申し上げます。甲良町の西澤議員から欠席のご連絡を、また甲良町の木村議員は遅れて出席される旨、ご連絡をいただいております。以上でございます。

○議長(赤井康彦君) はい、ありがとうございます。これもちまして、全員協議会を終わります。

○議長(赤井康彦君) 次に、今定例会の開会に当たり、管理者よりごあいさつをお願いいたします。

○管理者(大久保貴君) 皆さん、こんにちは。一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成 28 年 2 月組合議会定例会開会にあたりまして、議員の皆様方には、公私何かとお忙しいところ、ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、平素から、当組合の管理運営に格別のご高配を頂戴しておりますことを併せてお礼申し上げたいと思います。

さて、今定例会は、平成 27 年度(2015 年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算、また平成 28 年度(2016 年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算、彦根愛知犬上広域行政組合行政不服審査会条例案、また彦根愛知犬上広域行政組合行政不服審査法に関する手数料条例案、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案、彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案、彦根愛知犬上広域行政組合斎場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、議案を提案させていただきますので、慎重なご審議のうえ、適切な議決をいただきますようお願いを申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、一言ごあいさつをさせていただきます。ありがとうございます。

○議長(赤井康彦君) ありがとうございます。

午後 2 時 03 分開会